

発議案第 11 号

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 7 年 12 月 22 日

提出者 盛岡市議会議員 寺長根 浩
賛成者 盛岡市議会議員 細川 由香里
〃 〃 大畠 正二
〃 〃 豊村 徹也

盛岡市議会議長 櫻 裕子様

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書

刑法第 92 条には「外国国章損壊罪」が定められており、その構成要件は、「外国に対して侮辱を加える目的」で、「その国（外国）の国旗そのほかの国章を損壊し、除去し、または汚損」することとなっています。これは、外交への悪影響を避けるために定められていますが、自国の国旗等についての条文がなかったのは、当然のこととして日の丸を自ら損壊しようとする人はいないという前提に基づくものです。

しかしながら、残念なことに侮辱的な意思を持って日本国の国旗を損壊汚損する事例は存在します。「国旗及び国歌に関する法律」が制定されたのも、国家の象徴としての国旗について、我が国のみならず他国のものも尊重するようになることが期待されてのことですが、罰則規定についても外国国旗等と同様に定めておくべき状況です。

器物損壊罪の適用で十分ではないか、あるいは表現の自由の観点から処罰規定の新設は問題であるという主張もありますが、そもそも自国の国旗を大切にできない国家が諸外国と円滑な外交関係を構築することができるとは考えられません。

よって、国においては、速やかに「日本国国章損壊の罪」の制定を強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 22 日

盛岡市議会